

議 案 第 26 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成28年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

新病院の開設に当たり、施設名称、所在地及び病床数等を変更するため。

松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市病院事業の設置等に関する条例(昭和43年松戸市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中

「

国保松戸市立病院	松戸市上本郷4,005番地
----------	---------------

」を

「

松戸市立総合医療センター	松戸市千駄堀993番地の1
--------------	---------------

」に改める。

第3条第2項中「国保松戸市立病院」を「松戸市立総合医療センター」に改め、同条第3項の表中

「

国保松戸市立病院

」を

「

松戸市立総合医療センター

」に改め、同条

第4項の表中

「

国保松戸市立病院	605
----------	-----

」を

「

松戸市立総合医療センター	592
--------------	-----

」に

改める。

(松戸市病院事業使用料手数料条例の一部改正)

第2条 松戸市病院事業使用料手数料条例(昭和36年松戸市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

別表中

「

国保松戸市立 病院	A室	1床1日につき	15,000円
	B室	1床1日につき	12,000円
	C室	1床1日につき	4,200円
	D室	1床1日につき	1,800円

」を

「

松戸市立総合 医療センター	A室	1床1日につき	20,000円
	B室	1床1日につき	8,000円

」に改め、同表

備考第2項及び第3項中「国保松戸市立病院」を「松戸市立総合医療センター」に改める。

(松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例の一部改正)

第3条 松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例(平成22年松戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国保松戸市立病院、」を「松戸市立総合医療センター、」に改める。

(国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例の一部改正)

第4条 国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例(昭和45年松戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国保松戸市立病院、」を「松戸市立総合医療センター、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。